

容器入り飲料事件

—缶の開栓後、泡が盛り上がって現れる動的意匠が 意匠法上の「意匠」に該当するか争われた事例—

知財高裁令和6年12月19日（令和6年（行ケ）第10034号）

（裁判所ホームページ知的財産裁判例集）

知的財産法研究会

室谷法律事務所

弁護士 室谷 和彦

第1 概要

1 事案

本件は、意匠に係る物品を「容器入り飲料」として意匠登録出願（以下「本願」という。）をしたが、拒絶査定を受けたことから、拒絶査定不服審判を請求した（不服2023-11292号）ところ、これに対し、特許庁が請求不成立の審決（本件審決）をしたので、原告が、その取消を求めて訴え提起した事件である。

2 本願

出願年月日 令和4年1月5日

出願番号 意願2022-000060号

意匠に係る物品 容器入り飲料

意匠に係る物品の説明

本物品は容器入りの発泡性飲料であり、開蓋後に容器内の圧力が解放されると、容器内周面より発泡する。

意匠の説明

ピンク色で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。開蓋後、容器内周面より起泡し、「開蓋後の平面図」に示す状態から「発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図1～10」に示す状態へと発泡状態が経時的に変化する。「開蓋後の平面図」に示す状態から「発泡状態の変化を示す開蓋後の平面図1～10」に示す状態までの変化の時間は10秒である。

本願意匠 末尾に掲載¹

3 特許庁における手続きの経緯

(1) 拒絶理由通知

原告は、令和4年9月29日付け拒絶理由通知書を受領した。拒絶理由通知書には、「この意匠登録出願は、意匠に係る物品を『容器入り飲料』とし、物品の部分について意匠登録を受けようとするのですが、この意匠登録を受けようとする部分は願書及び添付の図面から判断すると開口縁を含む容器の内側及びその内容物の、意匠の説明の欄の記載でいうところの『発泡性飲料』であると見受けられます。しかしながら、当該『容器入り飲料』は、液体であって、包装用缶に包装されることから初めてその内部に留まるものであり、そのもの固有の形状等を有するものということはできず、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するものとは認められません。」と記載されていた。

(2) 原告は、同年10月28日付け意見書を提出したが、令和5年4月13日付けの拒絶査定を受け、同年7月5日、拒絶査定不服審判を請求した（不服2023-11292号）。

特許庁は、令和6年2月28日、「本件審判の請求は、成り立たない。」とする本件審決をし、その謄本は、同年3月15日に原告に送達された。

4 本件審決

本件審決の理由の要旨は、意匠法が保護の対象とする意匠のうち、物品の形状等に係る意匠は、市場で流通する有体物である動産の定形性を有する形状等であって、人が視覚を通じてその形状等を認識することができ、その結果、人に美感を起こさせる、という全ての要件を満たすものでなければならないところ、本願意匠に係る物品「容器入り飲料」の開蓋時に容器内方に現れる濃褐色の液体及びその上方を順次覆うように出現する乳白色の気泡の形状等を主要な構成要素とする開蓋時における本願部分の形状等は、意匠法上の意匠を構成するものとはいえないから、本願意匠は、意匠法2条1項に規定する意匠を構成するものとは認められないというものである。

第2 原告の主張

取消事由（本願意匠の意匠該当性についての判断の誤り）についての原告の主張は、下記のとおりである²。

1 定型性についての解釈の誤り

「変化を予定しない通常の意匠においては、本件審決がいう、容易に変形しないといった意味での『定形性』を課すこともありうるが、動的意匠の制度は、法文自体、変化を当然に予定しているものであるから、変化を予定しない通常の意匠と同じ『定形性』の要件を課すことは誤りであり、『定形性』の内容は自ずから異なる。

この点、通説的な学説も、びっくり箱、傘のように物品の機能に基づいて、一定の規則性をもって変化する『動的意匠』は保護されるとし（甲23ないし25）、動的意匠の場合は、物品の機能に基づいて、一定の規則性をもって変化するものであれば、定形性を有するとする。動的意匠

1 末尾に掲載している本願意匠の写真は、白黒であるが、下記のサイトに、カラーで掲載されている。参考にされたい。https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-point_pdf-93680.pdf

2 被告（特許庁長官）の主張は、本件審決と同様であるため、ここでは記載を省略している。